

所得税の還付申告

平成23年分の所得税の還付申告は、1月から申告書を提出できます

社などへの寄付、ふるさと寄付金などにより寄付金控除の適用を受けようとする方

③病气やけがなどで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合

④家を住宅借入金などで新築や購入、増改築などをして(特定増改築等)、住宅借入金等特別控除を受ける場合など

【注意】東日本大震災により被害を受けた方は、雑損控除の適用や、その他の特例を受けられる場合があります。

また、被災地自治体への寄付や共同募金会、日本赤十字社などを通じての寄付は、寄付金控除の適用を受けることができます。▼給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他各種の所得(退職所得を除く)も申告が必要ですが▼それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類などを事前に確認してください。▼還付金の受け取りは、預貯金口座

給与所得がある大部分の方は、年末調整で所得税が清算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

確定申告をする
と
所得税が戻る
方

①災害や盗難、横領により、住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける方

②共同募金会や日本赤十字

所得税の確定申告には
便利な「e-Tax(イータックス)」を
ご利用ください

e-Taxをご利用
いただくメリット

①国税庁ホームページから電子申告ができます。自宅から国税庁ホームページの確定申告特集ページ「確定申告書作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます。

②最高4000円の税額控除が受けられます。平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4000円(24年分については最高3000円)の控

除を受けることができます(19年分〜24年分の間で、いずれか1回)

③添付書類の提出や提示の省略ができます。医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称、支払金額など)を入力して送信することで、これらの書類の提出や提示を省略できます(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)

④還付金がスピーディーです。e-Taxで申告された還付申告は早期処理をしています。

東京税理士会から 確定申告はお早めに

無資格者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けているなどのため、依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。

偽税理士および偽税理士法人にご注意ください。税理士は税理士証券を携帯し、税理士バッジを着用しています。

への振り込みをご利用ください(申告者名義の預貯金口座への振り込みになります)。

確定申告書の様式

①所得税の確定申告書は提出用・控用の2枚で1組です。

②添付書類は添付書類台紙などに貼って、申告書と一緒に提出します。確定申告に必要な添付資料の用意を早めにお願ひします。

確定申告の相談と申告の受け付け

23年分の所得税の確定申告の相談と申告の受け付けは、2月16日(木)〜3月15日(木)

ます(3週間程度に短縮)

⑤24時間いつでも利用可能です。所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です(メンテナンス時間を除く)

e-Taxをご利用
いただく前に

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーなどの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得している方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。なお、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年です。期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

詳しくはe-Taxホーム

市税などの納付にご協力ください

1月31日(火)は、市民税・都民税第4期、国民健康保険税第7期、後期高齢者医療保険料第7期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

出張申告の会場・日程

会場	日程	受付時間
東部地域センター1階講習室	2月1日(水)	午前9時半~11時、午後1時~4時
南部地域センター2階講習室	2月2日(木)	
わくわく健康プラザ1階講堂	2月3日(金)・6日(月)	

※各会場でお受けできる確定申告は、提出のみの方および簡易な申告の方を対象とします。車での来場はご遠慮ください。

介護保険制度における 税控除を受けるための 申告のご案内

高齢者のおむつ代(医療費控除)の申告

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合は、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告に対しては、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

障害者控除の申告

所得税の確定申告や市民税・都民税の申告を行う際に、23年12月31日現在、市内在住の65歳以上の方で、次の①〜③のいずれかに該当する場合は、障害者控除を受けることができます。認定書を発行します。

【対象】介護保険の要介護認定を受けている方で、①寝たきり高齢者の方②知的障害者(軽度・中度・重度)に準ずる方③身体障害者(1級〜6級)に準ずる方

【注意】障害者手帳などを既にお持ちの方は、手帳の提示などにより申告することができますが、障害者控除が受けられる場合であっても、認定書により要件を満たせば、特別障害者控除が受けられる場合があります。

詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7777(内線2553〜2557)へ。



源泉徴収票が 送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税が源泉徴収されます。

日本年金機構では、23年

1月〜12月中に「老齢年金」を受け取っている方全員に、24年1月までに源泉徴収票を送付します。

源泉徴収票は年金以外に収入があり、税務署で確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けるときに添付する必要があります。

もし、同票を紛失した場合に再交付ができますので、武蔵野年金事務所 ☎042・56・1411または「ねんきんダイヤル」 ☎0570・05・1165へご連絡ください。

※「障害年金」および「遺族年金」は非課税につき、源泉徴収票の送付は行いません。

詳しくは同事務所へ。

日本経済の「いま」を教えてください 平成24年経済センサス・ 活動調査にご協力ください



2月1日を基準日として「平成24年経済センサス・活動調査」が実施されます。この調査は、全国全ての事業所および企業を対象とした「経済の国勢調査」といえます。

調査結果は国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

都知事から任命された統計調査員が1月23日(月)〜31日(火)にかけて調査票の配布、2月1日(水)以降回収いたします。調査票が届きましたら「調査票の記入のしかた」をご覧の上、漏れなく調査してください。

日、祝日も利用できます。また、携帯電話やPHSからも利用することがあります。

②調査票の配布回収など、調査員について

企画経営室総務課統計調査担当 ☎470・7714(受付時間は、土曜・日曜を除く1月23日(月)〜2月10日(金)の午前8時半〜午後6時)へ。

《お問い合わせ》

①調査票の記入方法など、調査について

平成24年経済センサス・活動調査コールセンター ☎0120・44・1034(IP電話などの場合は ☎03・6830・1034。受付時間は午前9時〜午後9時)

※問い合わせは土曜・日曜時)へ。

年度〜26年度の介護保険事業などに関する計画に、皆さんの意見を盛り込めるよう、住民説明会を開催します。説明会では、第5期介護保険事業計画などの概要について説明します。

【日時】2月5日(日) 午前10時〜正午

【会場】市役所7階701会議室

詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7777(内線2553)へ。



第5期介護保険 事業計画などの 住民説明会を 開催します

市では、地域の高齢者が寝たきりなどの要介護状態にならずに、住み慣れた地域で生